

10月から子ども手当が変わりました

すべての方が再度申請する必要があります

10月分からの子ども手当を受け取るためには、これまで受け取っていた方も含め、対象となる子どもを養育しているすべての方が、申請する必要があります。(公務員の方は、勤務先へ申請してください)

平成23年10月1日に受給要件に該当している方は、平成24年3月末までに申請をすれば、10月分からの手当を遡って受け取ることができます。

【支給額】

0歳～3歳未満(一律)……………15,000円
 3歳～小学校修了前
 第1子・第2子……………10,000円
 第3子以降……………15,000円
 第1子などの数え方：18歳到達後の最初の3月31日までの間にある子どもの数で数えます。
 中学生(一律)……………10,000円

子どもが海外に居住している場合は、原則として子ども手当を受け取ることはできません。(海外留学による特例あり)
 父母が海外に居住しているも、子どもが日本で居住している場合は、子どもと同居している監護者が、子ども手当を受給できます。
 離婚協議のため、父母が別居している場合は、子どもと同居している保護者が、優先的に手当を受給できます。
 10月からは、市町村の判断により、子ども手当から直接保育料を差し引くことができるようになります。

提出書類

子ども手当認定請求書
 健康保険証の写しまたは年金加入証明(請求者のもの)
 は、10月下旬に対象者へお届けしています。

は、国民年金に加入されている方は不要です。

請求者が子どもと別居している場合や、養育者(実父母以外)の場合は、添付書類が必要です。くわしくは、お問い合わせください。

提出先

子育て支援課・各庁舎窓口
 センター

【ご注意ください】

次の方は、平成24年3月末までに申請しても、遡って受け取ることができませんので、速やかに申請してください。(申請日の翌月から支給されます)

10月以降に加東市外へ転出される方
 10月以降にお子さまが生まれた方

問い合わせ

福祉部子育て支援課
 (社庁舎) ☎43・0408

『守るのは 気づいたあなたの その勇気』

11月は児童虐待防止推進月間です



虐待を放置すると、最悪の場合は死に繋がったり、身体に重篤な障害を及ぼすことがあります。
 もし虐待が事実でなかったとしても、通告者が責任を問われることはありません。虐待を未然に防ぐため、間違いを恐れずにすぐに通告しましょう

児童虐待が疑われる例

- 不自然な傷やあざが多い
- 小さな子どもを残して親がたびたび外出している
- 長時間、子どもが外に出されている
- いつも泣き声が絶えない
- 暴力を振るわれているようだ
- お風呂に長期間入っていないようだ
- いつも季節に合わない服を着ている

通告・相談先

家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎43-0441
 兵庫中央こども家庭センター ☎078-921-9119

虐待未然防止研修会を開催

市では、保育現場で虐待を早期発見し、防止に繋げるため、市内の保育士を対象に研修会を行っています。参加した保育士は、研修内容を各園に持ち帰り、園全体で共通理解を深めています。



今後もこのような研修会を、子どもと関わるさまざまな機関を対象に実施し、虐待防止に努めていきます。